

平成 30 年 7 月 4 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

交通事故防止の取組みについて(通知)

安全運転の徹底については、これまでも再三注意喚起してきているが、先日、許可業者車両と電動車いす利用の歩行者との衝突により歩行者の生命が失われるという重大事故が発生した。(別紙参照)

こうした悲惨な事故を繰り返さないためにも、一般廃棄物収集運搬業は公共性が非常に高い事業であり、市民の快適な生活環境の維持に資する業務であることを認識したうえで、下記のとおり、各許可業者が改めて収集コースを再点検し、危険な作業計画は速やかに是正措置を講ずるとともに、従業員へ、安全運転・安全作業について周知徹底することにより、交通事故、作業事故防止に万全を期すこと。

また、平成 30 年度交通事故撲滅に向けた重点項目についても、各許可業者において、従業員へ周知徹底すること。

記

1. 各許可業者は注意を要する作業場所について、従業員に適切な作業方法を周知徹底するとともに、確実に実施させること。
2. 各許可業者が設定している収集コースの遵守状況、並びに、注意を要する作業場所での適切な作業実施状況を、適宜、同乗チェックやドライブレコーダーの映像確認等により把握すること。

【平成 30 年度交通事故撲滅に向けた重点目標】

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道への乗り上げ、車両の逆止めを行わないこと。
- 事故を未然に防ぐため、安全確認・危険予測に努めること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- 後部スライドゲートの閉口を徹底すること。